最高裁規則

○最高裁判所規則第十三号

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月一日

最高裁判所

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則（平成二十六年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第百三条第一項」を「第百六十二条第一項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

内閣官房令

○内閣官房令第六号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［2・3　略］ 4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～九　略］ ［号を削る。］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～九　同上］ 十　内閣府科学技術・イノベーション推進事務局との連携を図り、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、科学技術・イノベーション政策と連携したスタートアップの創業促進及び支援等に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの 十一　［同上］ ［5～7　同上］
十　［略］ ［5～7　略］	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令

○内閣府令第六十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～十七　略］ 十八　財務部の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。 十九～四十一　［略］ （調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［2～6　略］	（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～十七　同上］ ［号を加える。］ 十八～四十　［同上］ （調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［2～6　同上］